

公布された条例のあらまし

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 31 号）

- 1 刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、佐賀県統計データ利活用推進条例ほか 19 条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 32 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1～別表第 4 関係）

(2) 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 7 条の 3）

(3) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 127.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 107.5）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあつては、100 分の 105）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条関係）

(4) 勤勉手当の改定

ア 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 107.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 127.5）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 105（特定幹部職員にあつては、100 分の 125）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

(5) 刑法改正に伴う改正

刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 関係）

2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 172.5 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 3 条関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（条例第5条の規定による改正後の第7条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとした。（条例第5条の規定による改正後の第8条関係）

イ 期末手当について、支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。（条例第6条の規定による改正後の第8条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第1号及び第2号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（条例第7条の規定による改正後の第5条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとした。（条例第7条の規定による改正後の第6条関係）

イ 期末手当について、支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。（条例第8条の規定による改正後の第6条関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(3)イ、1(4)イ、2(2)、3(2)イ及び4(2)イは令和7年4月1日から、1(5)は、令和7年6月1日から施行し、1(1)、1(2)、3(1)及び4(1)は令和6年4月1日から、1(3)ア、1(4)ア、2(1)、3(2)ア及び4(2)アは令和6年12月1日から適用することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 雇用保険法の改正に伴い、引用語句等の改正を行うこととした。（第10条及び附則第16項関係）

2 刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第13条～第15条及び第17条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2については同年6月1日から、3については公布の日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 旅券法の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務の手数料の額を改定することとし、電子情報処理組織を使用して申請を行う場合の手数料の額を定めることとした。（条例第2条の規定による改正後の別表第1関係）

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、次に掲げる(1)及び(2)の事務について所要の改正を行うこととし、(3)の事務に係る手数料を徴収しないこととした。（条例第2条の規定による改正後の別表第1関係）

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る事務

(3) 建築物のエネルギー消費性能の認定に係る事務

- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に関する事務に係る改正
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、引用している同法及び省令の題名の改正を行うこととした。(条例第1条関係)
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、次に掲げる事務について所要の改正を行うこととした。(条例第2条の規定による改正後の別表第1関係)
 - ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務
 - イ 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の証明書交付に係る事務
 - 4 道路交通法の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行うこととした。(条例第2条の規定による改正後の別表第1関係)
 - (1) 特定免許情報の記録及び免許情報記録の書換えに係る事務
 - (2) 免許情報記録個人番号カードのみを有する者への免許証の交付に係る事務
 - (3) 免許情報記録及び運転免許証等の有効期間の更新に係る事務
 - (4) 運転経歴情報の記録に係る事務
 - 5 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。ただし、3(1)については公布の日から、2及び3(2)については令和7年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第35号)
- 1 令和11年度を目途として、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第5項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第36号)
- 1 給料表の改定
全ての給料表の給料月額を改定することとした。(条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係)
 - 2 期末手当の改定
 - (1) 期末手当について、支給割合を100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)に引き上げること等とした。(条例第1条の規定による改正後の第20条関係)
 - (2) 期末手当について、支給割合を100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)に引き下げること等とした。(条例第2条の規定による改正後の第20条関係)
 - 3 勤勉手当の改定
 - (1) 勤勉手当について、支給割合を100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)に引き上げること等とした。(条例第1条の規定による改正後の第21条関係)

- (2) 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）に引き下げる等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 21 条関係）
- 4 刑法改正に伴う改正
刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 (2) 及び 3 (2) は令和 7 年 4 月 1 日から、4 は令和 7 年 6 月 1 日から施行し、1 は令和 6 年 4 月 1 日から、2 (1) 及び 3 (1) は令和 6 年 12 月 1 日から適用することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県中小企業融資に係る事業再生等のための措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）
- 1 産業競争力強化法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）
- 1 建築基準法の改正に伴い、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料及び建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、省エネ性能の審査項目が追加されたため、加算する当該審査事務の手数料の額を定めることとした。（別表関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、3 については、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）
- 1 期末手当の改定
- (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）
- (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 172.5 に引き下げる等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2) は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、1 (1) は令和 6 年 12 月 1 日から適用することとした。